

# あなたの税が未来を拓く

市町村税徴収強化月間2012冬

## ■県下一斉の取り組み

納税の公平と税収の確保を図るため、11～12月を「市町村税徴収強化月間2012冬」として、栃木県との協働により、県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

## ■納期内に自主的な納付を

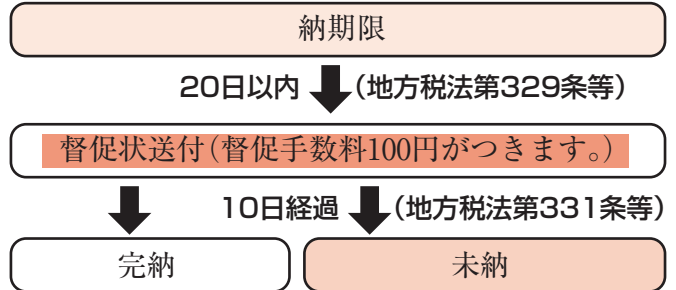
市が提供する様々なサービスは、市税が主な財源の一つです。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期内に税金をきちんとお納めいただいている大多数の皆様との公平性を著しく欠くこととなります。皆様の自主的な納税をお願いいたします。

## ■事情がある場合は相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な方は、生活状況等の詳細をお聞きしたうえで、徴収の猶予などを出来る場合がありますので、そのまま放置せず、納期内にまずはご連絡をお願いいたします。

## ■滞納すると差押処分を受けます!!

差し押えまでの流れ



## 差 押

給料・年金・預貯金・生命保険・自動車・不動産・動産(美術品・貴金属・電化製品 等)

※給料・財産等の調査・差し押えは予告なく実施します。

## 【納税・滞納処分Q&A】よくあるお問い合わせ

- Q1** 借金があるから税金が払えません。  
**A1** 個人の債務(住宅や車のローンなど)がある方は、つい個人債務の返済を優先しがちですが、個人の債務は、何かしら(住宅や車、物、サービス等)を得た対価として、債務を負ったものであるのに対して、税金は憲法に定められた「納税の義務」により、皆様が等しく義務を負うものですから、当然、納税を優先しなければなりません。また、法律によって、税金は全ての債務(借金含む)に優先すると定めてありますので、個人債務は滞納の理由として認められません。(地方税法第14条)
- Q2** いきなり差し押えされた。あんまりではないか。  
**A2** 税は納期内に納付が原則です。督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない時は「差し押えをしなければならない」と法律に定められています。また、督促状等にもその旨が明示してあります。(地方税法第331条)
- Q3** 個人の財産を勝手に調べて差し押えされた。プライバシーの侵害ではないか。  
**A3** 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関や勤務先等の関係機関は、調査に協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。
- Q4** 小額滞納でも差し押えはするの？  
**A4** 金額の大小に関わらず差し押え等は行います。「小額の滞納だから差し押えられないはず…」といった考えはお止めください。



## ■滞納による差し押え処分の一例

下野市で実施した自動車のタイヤロック。その後、この自動車をインターネット公売にて売却し、税に充当しました。

市町村税徴収強化月間に伴う市税の徴収強化を実施

市では、自主財源の更なる確保を進めることを目的とし、徴収強化月間に併せて管理職による滞納市税の訪問徴収を、次の期間実施します。

■問い合わせ先  
 11月1日(木)～15日(木)

税務課 収納グループ  
 ☎(40)5554